公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 研究記録等の管理等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱(以下「本要綱」という。)は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構(以下「当機構」という。) 研究活動上の不正行為の防止等に関する規程第5条及び第6条に基づき、当機構の研究活動に従事する者(以下「研究者等」という。)が、その研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究活動の記録の管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本要綱の適用範囲は、当機構で行われる人を対象とする医学系研究を除く基礎的研究を 対象とする。
- 2 人を対象とする医学系研究に係る研究記録等の管理・取扱方法等については、当該研究を実施する場合において遵守すべき法令、指針等によるものとする。

(定義)

- 第3条 本要綱において「グループリーダー等」とは、研究グループ、チーム、その他研究活動 を行うこれらに準ずる組織(以下「研究グループ等」という。)を主宰する者をいう。
- 2 本要綱において「研究記録等」とは、研究の計画、過程、結果、考察を示す以下の各号に掲げるもののうち、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために必要となるものをいう。
- (1) 各種計測データ
- (2) ラボノート
- (3) 成果有体物
- (4) その他研究の計画、過程、結果、考察を示すもの
- 3 本要綱において「管理統括者」とは、当機構の「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」第3条に規定する管理統括者を指す。

(研究記録等の保存等)

第4条 研究者等は、自身の研究活動を行うにあたりその研究記録を、研究者等が研究活動の公 正性等を説明するために、後に追跡可能な状態で、第6条に定める期間、適切に管理・保存し なければならない。

(研究記録等の確認)

第5条 グループリーダー等は、その所掌する組織に所属する研究者等が作成した研究記録等を 適切に確認しなければならない。

(研究記録等の保存期間)

第6条 研究記録等の保存期間は、原則として、当該研究の中止又は終了後、5年間とする。ただし、論文等の形で発表された成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とし、試料や標本などの有体物については、当該論文発表から5年間の保存を原則とする。

2 前項にかかわらず、特許出願を行う場合又は研究分野の特性等特別な事由がある場合は、合理的な保存期間を別に定めることができる。

(研究記録等の保存場所)

- 第7条 研究記録等は、当該研究を行った研究室等において、グループリーダー等の指示に従い 適切に保存するものとする。
- 2 研究グループ等が廃止等の理由により研究室等で保存できない場合は、当該研究グループ等の所管課が総務人事課と協議して、保存場所を確保する等、必要な措置をとるものとする。

(研究記録等の提出)

- 第8条 研究者等は、以下の場合、管理統括者の求めに応じ、速やかに研究記録を提示又は提出しなければならない。
 - (1) 当機構の「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に定める特定不正行為に係る疑義を生ぜしめた場合
- (2) その他、管理統括者が必要と認めた場合
- 2 管理統括者等は、前項において研究記録の提示又は提出を受けたときは、当該研究に係る公 表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が漏洩することのないよ う十分に配慮しなければならない。

附則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

本要綱は、平成30年4月1日から改正、施行する。